

シリーズ企画

オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その49)

千葉市が受動喫煙防止条例

喫煙室撤去費を助成する徹底ぶり

北九州市医師会広報委員会委員
産業医科大学産業生態科学研究所
健康開発科学研究室 教授

大和 浩

東京五輪大会の開催地の一つである千葉市で、9月19日、改正健康増進法よりも厳しい受動喫煙防止条例が成立しました(図1)。

市町村レベルでは北海道美唄市で条例が施行されていますが、民間の飲食店等については啓発的な内容にとどまっており、罰則規定がありません

でした(本誌・平成28年8月号)。千葉市受動喫煙防止条例は市町村レベルで初となる罰則付きの条例であり、主要項目は以下の3点です。

- 1 行政機関の庁舎は敷地内完全禁煙(努力義務)。
- 2 従業員が居る飲食店は面積にかかわらず、原則屋内禁煙とする。
違反した場合は、5万円以下の過料を科す。
- 3 保護者は、20歳未満の者を受動喫煙から保護する(努力義務)

しかも、民間の禁煙化を推進するために、レストラン等の既存の喫煙室を撤去して全面禁煙とする費用の9割を助成する、という徹底ぶりです(図2)。

条例の検討段階で実施されたパブコメ(7月13日～8月13日)



図1. 千葉市の受動喫煙防止条例成立を報じるニュース

に473人から寄せられた1,244件の意見がまとめられ、市からの返答とともにホームページに公開されております(資料1=28～30ページ参照)。

「条例賛成」の118件が「条例反対」の91件を上回っていたことにタバコ規制の盛り上がりを感じました。一方、「加熱式タバコは規制外とすべき」が211件、「店が喫煙・禁煙・分煙を選べるようにすべき」が207件、「喫煙室の設置者には助成すべき」が181件、と多数のコメントが寄せられていることに筆者はタバコ産業の組織票を感じます。

なお、千葉市役所は今回の条例を検討する段階

で平成30年4月より敷地内禁煙となっています。北九州市は「健康寿命を2歳延長」することを目指していますが、そのためには、市民の喫煙率低減、受動喫煙防止が欠かせません。ところが、行政として率先垂範すべき北九州市役所には現在3カ所の喫煙場所が残っています。改正健康増進法では来年夏までに第一種施設(学校、病院、児童福祉施設、行政機関等)は敷地内禁煙が求められているので、本庁舎だけでなく、市内のすべての行政機関が敷地内禁煙となるように医師会として働きかけていきましょう。

日本経済新聞

トップ
経済・政治
ビジネス
マーケット
テクノロジー
国際・アジア
スポーツ
社会

速報
朝刊・夕刊

千葉市、喫煙室撤去費用を最大9割助成

南関東・静岡
2018/9/4 6:00

保存
共有
印刷
共有
共有
共有
共有
共有
共有
共有

千葉市は3日、6日に開会する9月市議会に受動喫煙防止条例案を提出すると発表した。市は2018年度9月補正予算案も併せて提出し、喫煙室の撤去に要する費用の最大9割を助成する制度を新設する。市は18年度に約30件の助成利用を見込むが、規制対象のごく一部にとどまる。対象店舗で条例案が定める規制を徹底できるか、市の政策実行力が問われる。

熊谷俊人市長が同日の記者会見で公表した。条例案は7月に公表した概要に基づいた内容で、従業員を雇う飲食店は規模にかかわらず、飲食できない喫煙専用室を設けない限り、屋内原則禁煙となる。7月に成立した改正健康増進法よりも厳しく、6月に東京都で成立した条例とほぼ同水準の厳しさだ。

条例案に対応した受動喫煙対策として、補正予算案に2200万円を計上した。事業者向けのセミナーなどを開催して条例の規制を周知するほか、19年1月から喫煙室の撤去や壁紙の貼り替えなどに対応する費用の9割（上限額10万円）を助成する制度を新設する。

市内には飲食店が約3200あり、条例の規制対象となるのは2000超とみられる。市は800店舗が助成制度を利用するとみる。市は19年度予算でも助成に関する事業費を計上する方針だ。

熊谷市長は会見で「東京五輪の競技が行われる都市として、都と同じ方向性の受動喫煙防止条例を打ち出せるのは望ましい」と強調した。6月に市議会全会派が熊谷市長に実効性のある独自対策を求める申し入れ書を出すなど、成立に向けた足並みはそろっている。



東京五輪開催に向け、条例制定で受動喫煙対策を強化する（千葉市役所）

図2.千葉市の喫煙室撤去に助成金を報じるニュース

資料1. 千葉市条例のパブリックコメントに寄せられた意見(一部割愛)と市からの返答

項目	主な意見の概要	市の考え方
条例の基本的考え方(案)に賛成 118件	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピックがあってもなくても必要な条例だと思います。実効性のある条例の制定を、心から祈っています。 ・東京都とほぼ同様の受動喫煙防止条例に賛同します。 	条例の基本的考え方(案)に則して取組みを進めてまいります。
条例の基本的考え方(案)に反対 91件	<ul style="list-style-type: none"> ・強く反対します。国も健康増進法の改正を決めたばかり、なぜ市でより厳しい条例が必要なかわかりません。 ・既存のたばこ喫煙者は皆マナーをよく理解し、実行している。これより厳しい規制をすることは喫煙者から理解を得られない。 ・健康増進法も改正されたことから、全国一律ルールであることが望ましいと考えます。 	<p>受動喫煙による健康への悪影響は科学的に明らかになっています。また、飲食店で受動喫煙を受けるのが最も多く、多くの人が対策を望んでいます。</p> <p>健康増進法の改正後も多くの飲食店は喫煙可能となる中、客は受動喫煙のない店を選択できますが、子どもや従業員は自らの意思で受動喫煙を避けることが困難なため、保護する必要があります。</p> <p>このため、受動喫煙防止の取組みを進めることで、喫煙可能な店が減り、市民全体の受動喫煙を減らすことにもつながることから、本市独自の規制を加えた条例を制定し、より実効性のある受動喫煙対策を推進しようとするものです。</p>
公的施設は敷地内全面禁煙とするべき 11件	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎、公民館、図書館その他千葉市の公共施設については屋外禁煙とするべきである。 ・司法立法関連機関も規制するべき。 	<p>行政機関の庁舎以外の公的施設(公民館、図書館等)は、必要な手続きのために行かざるを得ない施設ではなく、改正健康増進法で原則敷地内禁煙とされる第一種施設に該当しません。また、司法立法機関は健康増進法の第一種施設には該当しないことから、本条例の努力義務の対象とはしていません。</p> <p>なお、本市においては、市内小中学校や総合保健医療センターのほか、平成30年4月から本庁舎の敷地内は完全禁煙とするなど、対策を進めています。</p>
行政機関の庁舎の規制は罰則付きにするべき 14件	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店の規制は罰則有な一方で、行政機関の施設は努力義務なのはなぜでしょうか。 ・行政機関の庁舎は敷地内完全禁煙を努力義務ではなくて義務付けにしてほしい。 	行政機関の庁舎は、健康増進法により敷地内禁煙とされ、例外的に厚生労働省令で定める受動喫煙を避ける措置を講じた屋外喫煙所の設置が認められています。屋外かつ必要な措置を講じられた場所であることから、受動喫煙による影響は相当程度軽減されることを、さらに努力義務を課すものであり、罰則などの強い規制をかけることはなじまないと考えます。
行政機関の庁舎には来庁者用の喫煙所を設置するべき 10件	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関の庁舎は一般の喫煙者も利用します。せめて来庁者用に喫煙所を屋外に設けることは許可してほしい。 ・市役所及び区役所に来庁される市民の中にはたばこを吸われる方もいますので、望まない受動喫煙が防止できる場所であれば、継続的な喫煙所の設置を要望します。 	行政機関の庁舎は、手続に訪れる市民の方にとって他に選択することができず、また、行政は受動喫煙防止の模範となるべき立場であることから、敷地内完全禁煙とする努力義務を課すものです。
飲食店の多くが対象、賛成 4件	<ul style="list-style-type: none"> ・店を選ばなくてよくなるし、初めての店でも安心して入れます。 ・条例(案)どおり、飲食店の受動喫煙対策を強化することを望みます。 	条例の基本的考え方(案)に則して取組みを進めてまいります
飲食店の従業員が守られるため賛成 6件	<ul style="list-style-type: none"> ・国の法律では、飲食店での受動喫煙、特に店員の受動喫煙被害を抑止するのに十分ではありません。より良い内容の条例を千葉市が定めることに強く賛成します。 ・従業員の方も受動喫煙を受けなくてすむので良いことだと思います。 	条例の基本的考え方(案)に則して取組みを進めてまいります
全ての飲食店を規制対象とするべき 17件	<ul style="list-style-type: none"> ・全飲食店禁煙でいいと思います。喘息等の方は完全禁煙(喫煙室なし)以外は入れず、現状では飲食店の1割も利用できない店がないでしょう。 ・飲食の場では店舗の面積、従業員の有無、風俗店などによる例外も経過措置も設けず、完全禁煙としていただきたい。 	<p>飲食店の経営者は、条例で規制をせずとも、自らの判断で受動喫煙対策をとることができます。また、客も店頭の標識の掲示をみて受動喫煙を避けることができるため、望まない受動喫煙を防止するという観点から、自ら受動喫煙を避けることが困難な従業員がいる飲食店に対して条例で規制するものです。</p> <p>なお、風営法の店舗については、それ以外の飲食店の禁煙の状況をみて段階的に規制を強化することを考えています。</p>
飲食店の経営に配慮し、規制を緩和するべき 13件	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗の経営状況は一律ではない。規制も一律ではなく、店舗の経営状況に合わせて選択できるべきと考える。 ・お客様は愛煙家が多く、防止条例がスタートしたら店を閉めなければならないと思います。私どものような小さな飲食店はこの条例は死活問題です。 	<p>世界保健機関等の研究や調査では、たばこ規制が飲食店の経営に影響がないとされています。国内自治体の調査でも、自主的に全面禁煙にした店の中で、「96%が売り上げは不変又は増加した」「売上が減ったのは8%」等、売り上げが減少した店は少数であることが示されています。</p> <p>また、条例で規制する既存の小規模飲食店に対しては、受動喫煙対策を促進するための効果的な支援策を検討するほか、飲食店における受動喫煙対策の必要性を広く周知啓発してまいります。</p>
店が「禁煙」「喫煙」「分煙」を選べるようにするべき 207件	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の同意があれば喫煙の可否はお店が選択できるようにするべきである。 ・飲食店には様々な業態があり、きちんと分煙対策を行っている店舗も多いので一括りに禁煙にする条例は入れないでください。 ・店頭に表示すれば問題ないと思います。一律な規制には反対です。 	健康増進法の改正後も多くの飲食店は喫煙可能となる中、客は受動喫煙のない店を選択できますが、子どもや従業員は自らの意思で受動喫煙を避けることが困難なため、保護する必要があります。市民アンケートから、飲食店は市民が最も受動喫煙にあう場所であり、また、喫煙が可能とされた場合、そこで働く従業員は長時間に渡って受動喫煙にあうことから、規制が必要と考えています。

<p>セルフサービス店は喫煙可能に1件</p>	<p>・従業員の健康に配慮するのは大切だと思いますが、従業員の有無を基準にするよりセルフサービスか否かを基準にするべきだと思います。</p>	<p>セルフサービスの飲食店においても、調理や清掃を行う従業員がいる場合、客席と調理場の仕切がない限りたばこの煙は流れてしまい、また、客席の清掃を従業員が行うことを考えると、従業員の受動喫煙対策として不十分です。</p>
<p>未成年者の保護を徹底するべき20件</p>	<p>・子ども、胎児を守ることは行政を含めてすべての市民の義務です。厳格な条例をお願いします。 ・未成年の保護を徹底してください。長期的に住民全体をたばこから保護することに重点を置いてください。</p>	<p>子どもは自ら受動喫煙を避けることが困難であり、保護すべき対象と考えており、健康増進法で施設の管理権原者等に課された施設内の喫煙場所への立入禁止に加え、施設の内外を問わず、保護者に対してその保護監督する未成年者を受動喫煙から守る努力義務を課するものです。 受動喫煙による健康影響と合わせ、未成年の保護に関する規制の趣旨等の周知啓発に努めてまいります。</p>
<p>加熱式たばこについて、紙巻たばこと同様の規制をするべき56件</p>	<p>・加熱式たばこの安全性は確認されていない。安全性が確認されるまでの間は紙巻たばこと同様の規制を行うべき。 ・加熱式などの新型たばこも禁止にしてください。アメリカでは販売の許可さえされています。</p>	<p>世界保健機関は、加熱式たばこについて、「たばこ葉を含むすべてのたばこ製品は有害であり、加熱式たばこも例外ではない。そのため、他のたばこ製品と同様、たばこに関する政策や規制の対象とすべきである」としています。 また、国は、加熱式たばこの受動喫煙について、加熱式たばこの喫煙により室内のニコチン濃度が高まるが、現時点までに得られた科学的知見では、加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難としています。 これらを踏まえ、健康増進法では、加熱式たばこの規制については、飲食も可能な加熱式たばこ専用の喫煙室内で喫煙を認めており、紙巻たばこ同様の規制にはされていません。 本市としても、加熱式たばこの受動喫煙による健康影響については懸念しているところですが、健康影響が科学的に明らかでない加熱式たばこを紙巻たばこ同様に規制することは現時点では根拠に欠けると考えており、国の調査研究の結果を注視してまいります。</p>
<p>加熱式たばこは規制の対象外とするべき211件</p>	<p>・煙も出なく他人に迷惑も掛からないため通常のたばこ加熱式たばこを同様の扱いとするべきではありません。 ・加熱式たばこは受動喫煙防止の観点から研究開発された商品です。まだその影響は明らかになっていません。現時点では規制対象から除外するべきです。</p>	<p>国は、加熱式たばこもたばこ葉が含まれるたばこ製品であり、喫煙により室内のニコチン濃度が高まりますが、現時点までに得られた科学的知見では、加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難としています。しかしながら、飲食店の従業員は自らの意思で受動喫煙を避けることが困難であることから、従業員のいる既存特定飲食提供施設においては、国と同様に、喫煙専用室又は加熱式たばこ専用の喫煙室においての喫煙のみ可とするものです。</p>
<p>施行時期を早めるべき3件</p>	<p>・2020年と言わず、可能な限り、早期の施行を希望します。 ・健康増進法改正案の施行と同時にすることに合理的根拠はなく、受動喫煙対策は可及的速やかに行うべきである。</p>	<p>健康増進法の全面施行が2020年4月であり、事業者においても準備期間が必要と考えられることから、施行時期を早めることは困難と考えています。</p>
<p>宿泊施設の客室内を禁煙とするべき2件</p>	<p>・すべての人が安心して利用できるようにホテル客室内もぜひ禁煙にしてください。 ・禁煙のところから埋まって予約が取れなくて困ることが良くあります。ホテルで働く方の受動喫煙防止対策も大切です。</p>	<p>宿泊施設の客室内については、改正後の健康増進法において適用除外となっており、居宅に準ずるプライベートなスペースと考えられることから、条例で規制することは困難と考えています。</p>
<p>カラオケボックス、ゲームセンターも対象にするべき1件</p>	<p>・キャバレーやバー、ナイトクラブ「など」については、当面は努力義務とのことだが、「など」に子どもも来店するカラオケボックス、ゲームセンター、ライブハウス、ネットカフェが該当し、努力義務にとどまるのであれば賛成しかねる。</p>	<p>カラオケボックス、ゲームセンター等については、健康増進法における第二種施設であることから、同法の規制対象として原則屋内禁煙となり、違反した場合は罰則も適用されます。</p>
<p>住宅における規制を定めるべき3件</p>	<p>・ベランダでの喫煙等による受動喫煙被害の加害者に対する罰則の強化と告訴の簡素化等、被害者の救済保護に重点を置いた法を求めます。 ・住宅は喫煙者が隣に引越してきた場合、最悪自腹で引越すことになります。</p>	<p>住宅については、改正後の健康増進法において適用除外となっており、プライベートなスペースであることから、条例で規制することは困難と考えています。</p>
<p>禁煙にする施設に助成をするべき2件</p>	<p>・補助金を出すなら、屋内禁煙にするための改装費を対象にしたり、屋外に受動喫煙が生じにくい喫煙所を整備することに充ててほしいです。 ・禁煙への移行を促すため、清掃に補助金を支給されたい。</p>	<p>条例で独自に規制をする既存の小規模飲食店に対しては、受動喫煙対策を促進するための効果的な支援策を検討してまいります。</p>
<p>喫煙室の設置者には助成するべき181件</p>	<p>・新たに喫煙場所を設けることとなり、施工費は自己負担で行う。経営を圧迫させる。多少なりとも施工費を負担するなど検討願います。 ・東京都では喫煙室整備に9割の助成金がある。仮に条例施行するなら同等の助成は必須である。</p>	<p>国（労働局）が、中小企業に対する喫煙室整備の助成制度を設けており、特に、飲食店に対しては、平成30年度より補助割合を1/2から2/3に拡充するなど、支援制度が整えられています。 なお、条例で規制する既存の小規模飲食店に対しては、受動喫煙対策を促進するための効果的な支援策を検討してまいります。</p>
<p>条例により閉店、売上が減少した場合、市が負担するべき3件</p>	<p>・条例が施行され、やむなく閉店する場合、閉店に伴う費用を市が負担するように切に要望いたします。 ・喫煙室を作れない店の売上げが減少した場合の売上げ補填も検討するべき。</p>	<p>世界保健機関等の研究や調査では、たばこ規制が飲食店の経営に影響がないという結論です。国内自治体の調査でも、自主的に全面禁煙にした店の中で、「96%が売上げは不変又は増加した」「売上が減ったのは8%」等、売上げが減少した店は少数であることが示されています。 また、条例で規制する既存の小規模飲食店に対しては、受動喫煙対策を促進するための効果的な支援策を検討するほか、飲食店における受動喫煙対策の必要性を広く周知啓発してまいります。</p>

<p>屋内は完全禁煙とするべき 6件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙室はいらないうです。 ・従業員を雇っている飲食店は完全禁煙にするべき。 	<p>受動喫煙防止には屋内禁煙が最善ですが、健康増進法において、第二種施設については喫煙専用室及び加熱式たばこ専用喫煙室の設置が認められていることから、第二種施設について屋内を完全禁煙とすることは困難と考えています。</p>
<p>路上(屋外)での喫煙を規制するべき 17件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・望まない受動喫煙をなくすため、施設等に加えて、千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例の重点区域外の路上等における防止対策をするべき。 ・路上の歩きたばこ、自転車移動中の喫煙、幼児が遊ぶ公園や空地、家の影の路地などでの喫煙を禁止すること。 	<p>受動喫煙は屋内外を問わず防止すべきですが、屋外での喫煙の場合、たばこの煙が空気中に拡散し濃度が薄まるのに対し、屋内の場合はたばこの煙が滞留し、濃度が高い状態で受動喫煙にさらされることとなります。そのため、屋内での受動喫煙を防止することがより必要と考え、屋内での受動喫煙を防止するための規制を検討するものです。</p> <p>なお、本市では、歩行者の安全を確保し、かつ、美しい街づくりを推進することを目的に、千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例を制定し、市内全域で、指定された喫煙所を除き、道路・公園など屋外の公共の場所では喫煙をしない努力義務を設けており、特に人通りが多く、たばこの火の害が発生するおそれが高い地区(JR千葉駅東口地区、JR稲毛駅周辺地区、JR海浜幕張駅周辺地区及びJR蘇我駅周辺地区の4か所)を取締り地区とし、屋外での喫煙を禁止しています。</p>
<p>屋外の喫煙所設置に反対 1件</p>	<p>・路上に喫煙所を増設もやむを得ないという内容のものを読みました。喫煙所を新たに設置するのではなく、巡回強化や掲示、過料での対応を望みます。</p>	<p>屋内の受動喫煙対策が進むと、建物敷地と道路等の境界付近など、屋外での喫煙が増加し、たばこの吸い殻の散乱による環境の悪化や歩行者等の受動喫煙による健康被害が増えることが懸念されますが、現状、一定程度の喫煙者が存在することを考慮すると、設置場所や構造など受動喫煙防止の配慮を行った上で、屋外での対策について、慎重に検討する必要があると考えています。</p> <p>また、路上喫煙等・ポイ捨て取締り地区における過料処分件数は減少傾向ですが、依然として多数の違反行為者が存在していることから、路上喫煙による火傷などから歩行者の安全を守るとともに、美しいまちづくりを推進するための対策の一つとして、JR海浜幕張駅高架下に屋外喫煙所を設置し、違反行為の防止効果、課題、粉塵濃度測定等による周辺環境への影響などについて調査・分析を行う実証事業を実施することとしています。今後、この結果などを勘案して屋外の対策を検討してまいります。</p> <p>なお、実証事業を行う屋外喫煙所は、人通りの多い場所を避け、周囲へのたばこの煙に配慮して送風機を設置し、周囲を高さ3mのハイ・パーテーションで囲い、出入口をクランク型とすることとしています。</p>
<p>屋外に喫煙所をもっと設けるべき 51件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等で喫煙することができなくなるので、屋外で喫煙できる場所を駅前等に設けてほしい。 ・屋内を規制する場合はきちんと屋外喫煙所の設置を義務化するべきだ。 	<p>同上</p>
<p>店頭に灰皿を設置できるよう条例を整備するべき 166件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の同意が得られず店内禁煙にせざるをえなくなった場合、敷地内の店頭等に灰皿を設置できるように条例整備していただくよう、要望いたします。 ・仮に条例を施行するなら店頭等に灰皿を設置できるように条例整備するべきである。 	<p>改正後の健康増進法では、第二種施設の屋内について原則禁煙としており、屋外の店頭への灰皿の設置は禁止されていません。</p> <p>ただし、施設の管理権原者には、受動喫煙を防止するよう努めるものとされていることから、屋外に灰皿を設置する場合には、店内にたばこの煙が入り込まない位置に設置するなど、状況に応じた配慮が必要です。</p> <p>また、本市では、路上喫煙等による火傷、衣服の焦げといった身体・財産への危害から、歩行者の安全を確保し、かつ、美しい街づくりを推進し、安全、快適な都市環境を確保することを目的に、千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例を制定しており、当該条例の主旨に反する場合は、店頭や道路に面した場所への灰皿の設置は控えていただくようお願いしています。</p>
<p>喫煙者の権利に配慮し、喫煙者と禁煙者が共存すべき 13件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海外では屋内は喫煙不可だが、屋外は対象外となっているが、日本では屋内屋外両方不可の方向に向かっている。喫煙者の権利を全面的に奪っている。 ・喫煙者の排除ではなく共存できる環境を目指すべきだ。 	<p>本条例案は、喫煙を禁止するものではなく、受動喫煙による健康影響が科学的に明らかになっていることから、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難な従業員を守るために、主に従業員のいる既存の小規模飲食店における規制を設けるものです。</p>
<p>喫煙室設置以外の分煙手法も認めるべき 4件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分煙対策をすれば受動喫煙を防げるので、喫煙室設置以外の分煙手法も認めるべきだと思います。 ・一括禁煙ではなく、店舗規模等により対象を決め、分煙対策により受動喫煙は充分防ぐことができます。 	<p>喫煙室設置以外の分煙については、仕切りのない空間分煙の場合、たばこの煙は禁煙区域にも流れてしまうため、受動喫煙対策として不十分です。</p> <p>また、時間分煙の場合、喫煙可能な時間に従事する従業員は受動喫煙にさらされることとなり、受動喫煙対策として不十分です。</p>
<p>たばこの製造、販売をやめる、値上げをするべき 4件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙は体に悪い。オリンピックの環境によくない。国はいつそたばこを作らない、売らないことが大事。 ・国が決めることですから難しいでしょうが、市内でのたばこの販売に独自の税金をかける。ここまでできれば最高です。 	<p>たばこの製造、販売については、たばこ事業法において規定されており、たばこ税については、たばこ税法等で規定されています。よって、たばこの製造、販売又はたばこ税の増税を含むたばこの値上げについて、本市で規定を設けることはできません。</p>
<p>たばこ販売店の経営に配慮するべき 1件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・販売店になって50年近くになります。この数年販売高が厳しくなっています。この上ますます厳しい条例を制定して個人販売店はどうすればよいのですか。 	<p>本条例案は、市民の健康増進を図る観点から受動喫煙を防止するための一定の規制を設けるものであり、たばこの販売や喫煙自体を規制するものではありません。</p>